

# 大山隠岐国立公園

## 大山蒜山地域管理計画書

平成17年1月

環境省自然環境局  
山陰地区自然保護事務所

## 目 次

第 1	管理計画区設定方針	1
第 2	大山蒜山地域管理計画区	
1	管理の基本的方針	
( 1 )	保護に関する方針	2
( 2 )	利用に関する方針	3
2	風致景観の管理に関する事項	
( 1 )	許可、届出等取扱方針	5
( 2 )	公園事業取扱方針	12
3	地域の開発整備に関する事項	
( 1 )	自然公園施設	24
( 2 )	一般公共施設	26
( 3 )	その他大規模開発	26
4	土地及び事業施設の管理に関する事項	
( 1 )	国有財産の管理	26
( 2 )	(財)自然公園財団事業	26
( 3 )	その他の土地又は事業施設の管理	26
( 4 )	その他	27
5	利用者の指導等に関する事項	
( 1 )	自然解説	27
( 2 )	利用者の規制	27
( 3 )	利用者の安全対策	28
6	地域の美化修景に関する事項	
( 1 )	美化清掃計画	28
( 2 )	修景緑化計画	28
( 3 )	森林病虫害等防除対策について	29
7	その他関連事項	
( 1 )	大山隠岐国立公園大山蒜山地域連絡会議の開催	29
( 2 )	関係各種団体の指導育成	29
8	参考事項	30

## 第1 管理計画区設定方針

### 1 管理計画作成方針

大山隠岐国立公園は、鳥取、岡山及び島根の三県にまたがる面積35,053haの公園であり、自然条件、利用形態等の特性によって、大山蒜山地域、三瓶山地域、島根半島地域及び隠岐地域の4地域に大別される。

本管理計画の対象となる大山蒜山地域は、鳥取県の西部から岡山県の北部にかけて、南北に約26km、東西に約25kmの広がりを持つ、面積22,017haの地域である。中国地方の最高峰大山、なだらかな山容の蒜山三座及びブナ林がまとまって残る毛無山を含む本地域は、山陰地方を代表する風致景観を有するとともに、多様な動植物と豊かな自然環境が見られる重要な地域である。

本管理計画は、昭和58～59年度に作成された後、平成4年度、平成8年度、平成11年度に改訂が行われ現在に至っている。前回の改訂後、公園計画の点検が行われ、また、行政手続法にのっとり申請に対する審査基準の明確化に引き続き対応するため、今回の改訂を行う。

以上の背景を踏まえ、現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて、管理計画を作成する。

- (1) 公園計画に基づき、従来からの指導指針等も含めて、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、整合性のある風致景観の管理を図る。
- (2) 施設の整備並びに管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図る。
- (3) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実及び強化を図る。
- (4) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行う。

### 2 管理計画区区分方針

大山蒜山地域は、一つのまとまりのある山岳地域であり、山麓に広がるブナ林や丘陵地における草原景観に代表され、登山、スキー、自然探勝等の利用がされている。このように、景観構成及び利用形態が共通していることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するため、大山蒜山地域管理計画区は一管理計画区として取扱うこととする。

## 第2 大山蒜山地域管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、中国地方の最高峰である大山とその南に連なる蒜山三座を中心とした山岳、高原景観を有する地域であり、平成14年3月に毛無山・宝仏山地域が拡張されている。

景観の中心である大山（剣ヶ峰：1,729m）は、海岸近くにそびえる溶岩円頂丘の独立峰である。風化に弱い安山岩溶岩からなる山体は、冬季の厳しい気象条件により現在も崩壊を続けており、北壁と南壁は3,000m級の高山を思わせる景観を呈している。広大な裾野には、西日本最大のブナ天然林を含む多様な植生が広がり、オオタカ、クマタカ等の希少な種を含む、多くの動物の生息地となっている。

このような特性を有する本地域の優れた自然景観を保護するため、その代表的な地域を保全対象に定め、その保護管理に努める。

##### イ 保全対象の保全方針

本地域の風致景観の特性を代表する保全対象と保全方針を次のとおりとする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
大山山頂周辺 (特別保護地区)	日本最大の規模を誇るキヤボクの純林や、自然草原が広がる山頂部の高山植生は他に類を見ない大山特有の貴重なものである。 しかし、登山者の増加により、植生破壊や登山道の浸食が進行している。	自然植生の保護を図るため、今後とも関係機関が協力して植生復元事業を行うとともに、歩道以外への立入禁止の徹底や、団体登山の分散化を指導する。
烏ヶ山 (特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域)	大山の側火山としてできた溶岩円頂丘で、大山のマッターホルンと呼ばれる特異な山容を呈している。特に、鬼女台から見た景観は大山を代表する景観の一つである。	鬼女台からの景観を維持するため、第3種特別地域内における工作物の設置に対しては、工作物が望見されないよう修景植栽の実施を指導する。
大山山麓のブナを 主体とする天然林 (特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域)	大山山麓一帯の標高800～1,300mの間は西日本最大の規模を誇るブナ天然林に覆われている。 しかし、この森林を通過する環状道路沿いでは、路傍駐車車の増加により林床の裸地化や踏み固めが顕在化してきている。	ブナ林及び車道沿線の大径木について厳正な保護を図るとともに、関係機関が協力して、路傍駐車を防止するため、車止杭の設置等適切な措置を講ずる。
船上山 (特別保護地区 第1種特別地域)	大山火山創世期の溶岩流が分厚く積み重なってできた台地で、台地を取り囲む延長約2kmの岩壁は古期大山の地形的特徴を顕著に表している。	当地の特徴的な景観である岩壁景観の眺望を確保するため、岩壁下の草原は草原として維持するとともに、草原内における工作物の設置は認めない。ただし、公益上必要であると認めら

		れる工作物及び草原の維持のために必要な工作物については、この限りでない。
米子大山線道路（車道）及び大山口大山線道路（車道）沿線（第1種特別地域）	当該地は、大山北西部に位置する大山寺へ通じる主要幹線道路である。道路沿線に続く樹齢300～400年のクロマツの並木松や広葉樹の森林が緑の回廊となっている本公園を代表するパークロードである。	公園事業道路（車道）沿線の並木松については、関係機関が協力して、可能な限り保存を図るため各種対策を行う。
鏡ヶ成湿原（第2種特別地域）	大山地区においては数少ない貴重な湿原であるが、現在乾燥化が進行している。 周辺の草原ではススキが繁茂し、かつて見られた希少な草原植物が減少している。	平成14年度調査を踏まえた草原保全管理方針に基づき、現存する湿原の保全と乾燥化した湿原の再生を図る。 周辺の草原については、希少な草原植物の保全のため、適正な措置を講ずる。
毛無山南斜面を主体とするブナ林（特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域）	ブナと天然のスギを含む、中国山地では貴重な森林であり、その豊かな環境は、多くの希少植物を含む動植物の生息、生育地となっている。	南斜面のブナ林は自然林として厳正な保護を図り、その他のブナ林については、関係機関が協力して風致の保護を図る。
朝鍋鷲ヶ山山頂周辺（第2種特別地域 第3種特別地域）	山頂平坦部の湿地に希少な植物が生育しているが、車や人の踏みつけ等により乾燥化が進行している。	湿地への立ち入りを防止する等、適切な措置を講ずる。

#### ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

大山山頂部については、登山者の踏み荒し等による裸地化が進んできたため、その対策として、鳥取県が制札、柵、木道の設置等による立入り規制を実施し、また地元ボランティアの協力を得て、植生復元事業を行っている。

毛無山から白馬山の稜線部にみられるカタクリについては、登山者の踏みつけやササの侵入により生育環境が悪化している。その対策として、鳥取県及び岡山県が地元ボランティアの協力を得て、立入防止の柵や制札の設置及びササの刈払いを行っている。

これらにより、登山道周辺の植生の保全が図られてきているので、今後ともこれらの施策を継続し、保全対策の一層の充実を図る。

#### (2) 利用に関する方針

##### ア 利用の特性及び利用方針

大山蒜山地域は、中国山地の最高峰である大山及びその周辺と、大山より南に連なる蒜山、毛無山一帯を包含した地域であり、夏には登山、キャンプ、ピクニック等、また冬にはスキーと、四季を通じて多様な利用がなされている地域である。

このことから、地域の自然の特性をいかした、自然とふれあう利用の促進を図る。

##### イ 利用施設の整備及び管理方針

大山蒜山地域の景観を特徴づけている、山岳及び山麓に広がる豊かな森林景観等の保全を図りつつ、各地域の利用形態及び自然特性をいかした公園事業施設の計画的な整備を図る。

##### ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の促進と利用者に対する普及啓発を図るため、野営場を中心とする自然体験キャンプ、大山自然歴史館（ビクターセンター）や自然探勝路等における自然解説等を積極的に推進する。

冬の交通対策として、関係機関等との連携の下に、路上駐車防止、マイカーからシャトルバスへの乗換えの促進等の交通対策を推進する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成15年3月31日環自国第130号 自然環境局長通知)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項に規定に基づき環境庁長官が定めた「大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年10月12日環境庁告示第71号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成15年4月1日環自国第133号 自然環境局長通知)において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 第2種特別地域(集団施設地区及び既許可の分譲地を除く。)及び第3種特別地域のうち、公園事業道路(車道)の沿線においては、建築物を公園事業道路から可能な限り遠ざけ、景観の維持を図る。</p> <p>イ デザインは、山岳、高原景観の雰囲気を維持するための山小屋風のもの又は歴史的な雰囲気を維持するための民家風のものとする。</p> <p>ウ 分譲地内の建築物については、山岳、高原景観の雰囲気を維持するため、山小屋風のデザインのものを中心に隠れるよう設置する。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 屋根の形状は、軒のある切妻、寄棟又は入母屋型式とし、陸屋根、片流れ、半球形、カマボコ形、傾斜パラペット(飾屋根)付等ではないこと。</p> <p>イ 屋根の勾配は、10分の3以上(極端な急勾配のものは除く。)とすること。</p> <p>ウ 屋根の色彩は、焦げ茶色又は黒色とすること。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料を用いる場合(銅板葺を含む。)は、素地色も可とする。</p> <p>エ 外壁の色彩は、クリーム色、ベージュ色、灰色若しくは茶色の系統のいずれかのうち可能な限り落ち着いた色彩を基調とすること、又は自然材料を用いる場合は素地色とすることとし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>付帯施設</p> <p>以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 駐車場、取付道路については、風致景観の保護上支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ 車庫、倉庫等の小規模な付帯建築物は、可能な限り主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩、材料を統一すること。</p> <p>修景等</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>敷地境界には、修景又は遮蔽のため、可能な限り植栽を行うこと。植栽に当たっては、当該地域</p>

		<p>に生育する植物と同種の植物又は別添の「大山隠岐国立公園大山蒜山地域内における修景緑化植物リスト」(以下「修景緑化植物リスト」という。)記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p> <p>残土処理 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 残土は、原則として公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法の許認可を受けて行われる工事へ流用する場合は、この限りでない。また、同一敷地内で処理する場合には、残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物により適切に緑化されることが確実であること。 イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じること。</p>
	大山寺	<p>基本方針 大山寺の参道沿い及び西明院谷においては、平成2年3月の大山寺集団施設地区デザイン検討会による「大山寺参道のデザイン」報告書(以下「大山寺参道報告書」という。)を参考とし、デザインの統一を図る。</p> <p>材料、色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 大山寺の参道沿い及び西明院谷においては、歴史的な雰囲気を維持するため、外壁に可能な限り木板張り、石張り等伝統的な材料を用いた表面仕上げとすること。 イ 外壁の色彩は、ベージュ色、灰色若しくは茶色の系統のいずれかのうち可能な限り落ち着いた色彩を基調とすること、又は自然材料を用いる場合は素地色とすることとし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
(2) 道路(車道)	全 域	<p>基本方針 道路は風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような路線及び工法を選定する。 イ 道路幅員については、交通量の実態に応じ必要最小限とする。 また、車線数は、両側で2車線以内とする。 ウ 路線は、地形に合ったものとし、切盛土量の削減、改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用する。</p> <p>付帯施設 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 路傍の駐車場、休憩所、トイレ及び展望台は、必要性が認められ、かつ、次の各要件を満たすこと。 (ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい場所に位置すること。 (イ) 多量の切盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されること。</p>

		<p>イ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用し、壁面を道路から可能な限り後退させたものであること。</p> <p>ウ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式とし、その色彩は、焦げ茶色又は灰色(木材の場合は、素材色でも可)とすること。</p> <p>修景等 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 法面及び廃道敷は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p> <p>イ 土留工の併用による勾配の緩和、法肩部のラウンディング等により、法面の安定及び自然植生に近い植生への移行が進むよう配慮すること。</p> <p>ウ 擁壁は、自然石張り若しくは自然石を模した表面仕上げ又は木材若しくは木材による表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>エ 法面にモルタル吹付けを使用しないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、可能な限りつる性植物等により緑化されることとなっている場合は、この限りでない。</p> <p>オ 橋梁については、金属部分は焦げ茶色、コンクリート部分は灰色とすること。橋台のコンクリート部分は、可能な限り自然石張り又は自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>カ ロックネット及びロックフェンスの金属部分は焦げ茶色又は灰色とすること。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施工時の留意事項 施工時における自然環境への影響を最小限に抑えるため、申請者に対し次の事項を重点的に指導する。</p> <p>ア 土工事の施工に先だって、十分な落石防止柵等を設けることにより、道路敷地外への土石の崩落及び流出を防止すること。</p> <p>イ 支障木は可能な限り移植し、表土については盛土面等の緑化工に利用するよう努めること。</p> <p>ウ 工事に伴い生ずる廃材等は、その都度搬出処分し、周囲に放置又は散乱させないこと。</p> <p>行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。</p> <p>ア 沿道の除草に、薬剤を使用しないこと。</p> <p>イ 除草範囲は必要最小限にとどめ、緑化部分(除雪帯を除く。)に進入した樹木の保護を図り、自然植生への移行を促進させること。</p>
(3) 駐車場	全 域	<p>基本方針 整備に当たっては、地形の改変を可能な限り抑え、必要最小限の規模とする。</p> <p>付帯施設 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p>

		<p>ア 必要最小限の規模とする。</p> <p>イ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用し、壁面を道路から可能な限り後退させたものであること。</p> <p>修景等 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 法面は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p> <p>イ 擁壁は、自然石張り又は自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>ウ ロックネット及びロックフェンスの金属部分は焦げ茶色又は灰色とすること。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。</p> <p>ア 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行うこと。</p> <p>イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため、美化清掃を行うこと。</p>
(4) 電柱、鉄塔 アンテナ類	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 特別保護地区又は第1種特別地域内においては、パラボラアンテナ又は送電鉄塔の新築は認めない。ただし、公益上必要なものであって、当該地以外の場所においてはその目的を達することができないと認められる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 特別保護地区、第1種特別地域又は環境省所管地内における電線の新築にあっては、地下ケーブルとする。ただし、建て替えのための新築の場合については、個別に適否を判断する。</p> <p>ウ イ以外の特別地域における電線の新築にあっては、主要利用道路又は主要利用拠点からの展望の妨げとなる場合は、可能な限り地下ケーブルとする。なお、既存電柱で展望の妨げとなっているもの(博労座駐車場から展望方向に建てられているもの等)については、地下ケーブル化を指導する。</p> <p>エ 電柱が別々に立てられている場合は、共架化を指導する。</p> <p>色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。 木製の電柱は、素材色又は木材防腐剤塗布色とすること。鋼製及びコンクリート製の電柱は、焦げ茶色又は灰色とする。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p>
(5) 屋外運動 施設	全 域	<p>基本方針 集団施設地区又は第3種特別地域内に設けるよう指導する。</p>

		<p>色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 舗装は灰色、茶色又は緑色系統色とすること。 イ フェンスは灰色、焦げ茶色又は緑色とすること。</p> <p>付帯施設 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 駐車場は、必要最小限の規模とする。 イ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1 (1) 建築物の取扱方針 を適用するものであること。 ウ 夜間照明施設は、公園事業道路及び主要展望地から見て主要展望方向に望見されないこと。 エ フェンスは必要最小限の高さのものであり、かつ、可能な限り周辺の樹木より低くすること。</p> <p>修景等 以下の要件に適合しないものは認めない。 主要利用拠点又は主要利用道路から望見される位置にある運動施設については、その周辺に修景又は遮蔽のため、当該地域に生育する植物と同種の植物又は別添の「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針を適用する。</p>
(6) その他の工作物	全 域	<p>基本方針 工作物の設置に際しては、位置、規模、構造、色彩等が風致景観に支障を及ぼすことのないように配慮する。</p> <p>修景等 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 法面、工作物撤去跡地等は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。 イ 土留工の併用による勾配の緩和、法肩部のラウンディング等により、法面の安定及び自然植生に近い植生への移行が進むよう配慮すること。 ウ 擁壁は、自然石張り又は自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>自動販売機 自動販売機を設置する場合は、建物の庇の下に設置するか、木材等の自然材料により外側を囲む等により、風致への影響を軽減する。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>基本方針 主要利用拠点又は主要利用道路から望見される場所にあつては、択伐、複層林施業等により風致上望ましい森林への誘導を図る。</p>

3 土石の採取	全 域	<p>基本方針 土石の採取は、風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、特別保護地区内では、国土保全、学術研究又は自然環境保全上必要と認められるもの以外は認めない。第1種特別地域内では、前記の行為及び地質調査又は水源ポーリングのために行われるもの以外は認めない。</p> <p>採取方法 露天掘による採取は認めない。ただし、河床上昇に起因する災害を防止する目的で、河床整備事業として行われるもの等公益上必要と認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>修景等 以下の要件に適合しないものは認めない。 採取跡地は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p>
4 土地の形状変更	全 域	<p>基本方針 必要最小限の規模とし、主要利用拠点又は主要利用道路から望見される場所にあつては、修景緑化を図る。</p> <p>修景等 以下の要件に適合しないものは認めない。 造成地等は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化すること。</p>
5 広告物 (1) 指導標、誘導板及び案内板	全 域	<p>基本方針 ア 乱立は避け、同一地区のものは総合案内板等として整理統合する。また、既設物については維持管理に努め、老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新するよう指導する。 イ デザインは簡素なものとし、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という。)を参考とし、統一するよう指導する。</p> <p>位置、材料、色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 設置場所は、大山等の眺望の妨げにならない位置であること。 イ 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料であること。 ウ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色又は自然素材を用いる場合における素地色とし、文字は黒色又は白色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用であると認められるものであること。ただし、危険防止や緊急災害に対応するための標識については、文字色を赤色とすることも可とする。</p>
(2) 事業用 広告物	全 域	<p>基本方針 店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものに限る。</p> <p>材料、色彩等</p>

	<p>以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>イ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色又は自然素材を用いる場合における素地色とし、文字は黒色又は白色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用であると認められるものであること。</p> <p>ウ そで看板を建築物に標示（掲出又は設置）する場合は、庇の下又は壁面に設置すること。          広告物の地色は、焦げ茶色若しくは白色又は自然素材を用いる場合における素地色とし、文字は2色以内とすること。</p> <p>広告物たる簡易施設          広告物たるベンチ、クズ籠等の簡易施設の設置については、認めない。</p>
--	--

イ 普通地域に係る取扱方針

大山山麓部の裾野に位置する普通地域においても、大山の風致景観と一体をなすものであることから、要届出行為については、上記の特別地域内の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考として、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成15年3月31日環自国第131号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区名 又は路線名	取扱方針
1 道路 (1) 車道	全 域	<p>基本方針            車道の新改増築に当たっては、可能な限り自然(地形)に対する改変を小さくするものとするが、日本海側特有の豪雪に対応するため、道路勾配の緩和、地形改良又は除雪帯の確保にも配慮するとともに、利用の快適性を図るため、眺望の優れた場所等において、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所等の整備を図る。</p> <p>付帯施設            ア 道路沿線の好展望地においては、下記の要件に留意しつつ、路傍の駐車場、休憩所、トイレ及び展望台の整備を図る。            (ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい場所に位置すること。            (イ) 切盛土が必要最小限で、かつ法面が緑化されるものであること。            (ウ) 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用すること。            (エ) 安全の確保、清掃等管理体制が確立されていること。</p> <p>イ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式とし、その色彩は、焦げ茶色又は灰色(木材の場合は、素材色でも可)とする。</p> <p>修景等            第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針を適用する。</p> <p>残土処理            第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施工時の留意事項            第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「事業執行者」と読み替えるものとする。</p> <p>維持管理上の留意事項            ア 沿道の除草に、薬剤を使用しないよう指導する。            イ 除草範囲は必要最小限にとどめ、緑化部分(除雪帯を除く。)に進入した樹木の保護を図り、自然植生への移行を促進させるよう指導する。            ウ 車両からの空缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への周知を図るとともに、</p>

		沿道の散乱ゴミの回収に努めるよう指導する。
	大山口大山線	基本方針 並木松については、その保存を図る。
	米子大山線	基本方針 ア 沿道の除雪帯は、適切な回数の草刈りを行い、現況の草地を維持する。 イ 並木松については、その保存を図る。
	溝口大山線	基本方針 ア 大山寺集団施設地区～榎水原集団施設地区間については、沿道自然林の保護を図るため、拡幅は交通の危険箇所の安全を確保する部分的改良にとどめる。 イ 溝口町大字岩立（国立公園界）～榎水原集団施設地区間については、榎水原集団施設地区への幹線道路として、整備を図る。
	榎水原御机線	基本方針 榎水原集団施設地区～鍵掛峠間については、沿道自然林の保護を図るため、拡幅は交通の危険箇所の安全を確保するための部分的改良にとどめる。
	御机笹ヶ平線	基本方針 江府町大字御机（国立公園界）、鏡ヶ成集団施設地区間については、鏡ヶ成集団施設地区への幹線道路として、整備を図る。
(2) 自転車道	蒜山高原線	基本方針 蒜山高原の蒜山集団施設地区、三平山、郷原等を自転車で探勝するための必要な施設を整備する。整備に当たっては、草原景観の維持に努める。 付帯施設 ア 付帯施設は、利用者の安全対策又は管理上必要と認められるものについて、必要最小限の整備を行う。 イ 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け、統一したデザイン（「公共標識の整備指針」参照）で計画的に配置する。老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新するよう努める。 ウ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。 エ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式とし、その色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。 修景等 第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針を適用する。

		<p>残土処理  第 2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針 を適用する。  維持管理上の留意事項  緑地帯の維持管理及び美化清掃に努める。</p>
(3) 歩道	全 域	<p>基本方針  公園利用を促進するための基本的な施設であり、登山道、探勝歩道等、歩道の性格、自然条件等を勘案し、適切な整備及び維持管理に努める。  整備に当たっては、沿道の自然の改変を可能な限り避けるとともに、歩道整備に起因する沿道の洗掘、浸食の予防に努める。また、歩道以外への利用者の立入りを防止する措置を講ずる。</p> <p>付帯施設  ア 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け、統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新するよう努める。  イ 付帯建築物については、第 2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針 を適用する。</p> <p>修景等  法面は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>残土処理  第 2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針 を適用する。</p>
2 園地及び広場	全 域	<p>基本方針  展望、自然観察、散策、休憩等、当該園地又は広場の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件をいかすとともに、景観と調和したデザイン、材質及び色彩により整備を図る。  地形条件等を考慮して、可能な場合は、バリアフリー区域を設けることを検討する。</p> <p>付帯施設  ア 駐車場は、必要最小限の規模とする。  イ 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け、統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新するよう努める。  ウ 付帯建築物については、第 2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針 を適用する。</p> <p>修景等  法面は、当該地域に生育する植物と同種</p>

		<p>の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施設の維持管理 ア 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行う。 イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため、美化清掃を行う。</p>
3 野営場	全 域	<p>基本方針 公園利用のための快適な野営場として、自然環境及び風致景観の保全に留意して整備を図る。 地形条件等を考慮して、可能な場合は、バリアフリー区域を設けることを検討する。</p> <p>付帯施設 ア 管理棟、炊事棟等の建築物については、第2・2・(1)・1(1)建築物の取扱方針を適用する。 イ 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け、統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置し、老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新するよう努める。 ウ 駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で、利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施設の維持管理 ア 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行う。 イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため、美化清掃を行う。</p>
4 休憩所	全 域	<p>基本方針 車道、歩道、園地等との連携を考慮し、計画的な整備を図る。</p> <p>付帯施設 ア 駐車場は、必要最小限の規模とする。 イ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>修景等 当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施設の維持管理</p>

		<p>ア 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行う。</p> <p>イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため美化清掃を行う。</p>
	大山寺参道沿い	<p>基本方針 大山寺の参道沿い及び西明院谷においては、「大山寺参道報告書」を参考とし、デザインの統一を図る。</p> <p>材料、色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 大山寺の参道沿い及び西明院谷においては、歴史的な雰囲気を維持するため、外壁に可能な限り木板張り、石張り等伝統的な材料を用いた表面仕上げとすること。</p> <p>イ 屋根の色彩は、焦げ茶色又は黒色とすること。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料を用いる場合（銅板葺を含む。）は、素地色も可とする。</p> <p>外壁の色彩は、ベージュ色、灰色若しくは茶色の系統のいずれかのうち可能な限り落ち着いた色彩を基調とすること、又は自然材料を用いる場合は素地色とすることとし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
5 駐車場	全 域	<p>基本方針 整備に当たっては、地形の改変を可能な限り抑える。</p> <p>付帯施設 ア 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け、統一したデザイン（「公共標識の整備指針」参照）で計画的に配置する。老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新するよう努める。</p> <p>イ 付帯建築物については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>修景等 ア 法面は、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>イ 擁壁は、自然石張り又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>施設の維持管理 ア 利用の安全性を確保するため、施設の</p>

		<p>適切な安全管理を行う。</p> <p>イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため、美化清掃を行う。</p>
6 宿舎	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 公園利用のための快適な宿舎として、質の向上を図る。</p> <p>イ 特にデザインについては、周辺の自然、大山等の主眺望対象並びに周辺の建物及びその他の施設との調和を考慮し、山岳、高原景観の雰囲気維持のための山小屋風のもの又は歴史的な雰囲気を維持するための民家風のものとし、国立公園内の宿舎としてふさわしいものとする。</p> <p>規模、壁面後退</p> <p>ア 建築物の最高部の高さは、13m以下（煙突、避雷針及びアンテナは除く。）とする。</p> <p>ただし、既存施設で高さ13mを超えるものの増改築を行う場合は、陸屋根を勾配屋根に改善する場合（屋根裏の使用を目的とするものを除く。）を除き、既存施設の高さを超えないものとする。</p> <p>なお、鏡ヶ成、蒜山の両集団施設地区においては、上記によらず、高さは4階までとする。</p> <p>イ 大山寺集団施設地区中部整備計画区内の宿舎を除き、建ぺい率は20%以下とする。</p> <p>ただし、国有地の借地の場合等で、この要件を適用させることが不合理な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 主として公園利用に供せられる道路の路肩からの建築壁面線の後退距離は、10m以上とする。ただし、既存建築物の後退距離が10m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保する。</p> <p>その他の道路の路肩及び敷地境界からの建築壁面線の後退距離は、5m以上とする。ただし、既存施設の後退距離が5m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保する。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、宿泊収容力に見合う規模の駐車場を設ける。</p> <p>ただし、大山寺地区については、管理用車両等の車庫又は駐車場を事業地内に設ければよい。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領につ</p>

		<p>いて（昭和57年5月7日環自保第138号）」第2により取り扱う。</p> <p>運動施設の舗装は灰色、茶色又は緑色系統とし、フェンスは灰色、焦げ茶色又は緑色とする。</p> <p>運動施設のフェンスの高さは、4m以下とし、かつ、周辺の樹木より低くする。</p> <p>ウ 従業員宿舎、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舎と調和のとれた外部意匠とする。</p> <p>汚排水処理 汚排水は、浄化槽で処理して放流する。 なお、特定環境保全公共下水道が整備されている大山寺集団施設地区においては、下水道を利用する。</p> <p>修景等 敷地境界には、修景又は遮蔽のため、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>管理経営方法 下記の事項について重点的に公園事業執行者を指導する。</p> <p>ア 公園内の自然の状況等の情報収集に努め、宿泊者等に対する適切な情報提供を行うこと。</p> <p>イ 火災対策等利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うこと。</p> <p>ウ 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため施設及び周辺の清掃に努めるとともに、ゴミ処理及び浄化槽維持管理の徹底を期し、環境の保持に努めること。</p> <p>エ 冬期は除雪を励行し、駐車場の有する収容力の確保に努めること。</p>
	大山寺参道沿い	<p>基本方針 大山寺の参道沿い及び西明院谷においては、「大山寺参道報告書」を参考とし、デザインの統一を図る。</p> <p>材料、色彩 第2・2・(1)・1・(1)建築物（大山寺地区）の取扱方針を適用する。</p>
7 運動場	全 域	<p>基本方針 ア テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号）」第1により取り扱う。</p> <p>イ その他の運動場事業については、第2・2・(1)・1・(5)屋外運動施設の取扱方針、及びを適用する。</p>

8 公衆浴場	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 公園利用のための快適な施設として、質の向上を図る。</p> <p>イ デザインについては、周辺の自然、大山等の主眺望対象及び周辺の建物やその他の施設と調和するものとする。</p> <p>規模、壁面後退</p> <p>ア 建築物の最高部の高さは、13m以下（煙突、避雷針及びアンテナは除く。）とする。</p> <p>イ 建ぺい率は、20%以下とする。 ただし、国有地の借地の場合等で、この要件を適用させることが不合理な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 主として公園利用に供せられる道路の路肩からの建築壁面線の後退距離は、10m以上とする。 その他の道路の路肩及び敷地境界からの建築壁面線の後退距離は5m以上とする。</p> <p>デザイン、色彩 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>付帯施設 駐車場は、必要最小限の規模とする。</p> <p>汚排水処理 汚排水は、浄化槽で処理して放流する。</p> <p>修景等 敷地境界には、修景又は遮蔽のため、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。</p> <p>管理経営方法 下記の事項について重点的に公園事業執行者を指導する。</p> <p>ア 火災対策等利用の安全性を確保するため施設の適切な安全管理を行うこと。</p> <p>イ 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため施設及び周辺の清掃に努めるとともに、ゴミ処理及び浄化槽維持管理の徹底を期し、環境の保持に努めること。</p>
9 スキー場	全 域	<p>基本方針 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号自然保護局長通知)による。</p>
	大山寺 スキー場 上の原	<p>基本方針 大山地区スキー場は、大山地区における冬季利用の拠点として整備する。</p>

スキー場  
榊水原  
スキー場  
大平原  
スキー場  
鏡ヶ成  
スキー場

なお、整備及び利用に当たっては、ブナ林、鏡ヶ成湿原等周囲の自然環境保全に特に留意するとともに、快適な利用環境の確保に十分配慮する。また、従来行われてきたシーズン以外の採草地利用及びピクニック等のゲレンデ利用についても考慮していく。

#### スキー場事業区域

スキー場の事業区域は、別添図に掲げる区域とする。

#### 保存緑地率

保存緑地率は、鏡ヶ成スキー場については70%以上とし、70%に満たないその他のスキー場については現在の保存緑地率を維持する。

ただし、安全確保のため既存コース等の小規模な改良を行う場合は、この限りではない。

#### スキー場事業施設

##### ア コース及びゲレンデ

###### ・連絡コース

大山寺スキー場と上の原スキー場との連絡については、一体的な利用を図るため連絡方法を検討する。

###### ・滑走コース

原則として、幅員30mまでとする。ただし、幅員30mを超える既設コースの改良にあつては、既設コースの幅員を超えないものとする。

大平原スキー場のコース新築については、榊水原御机線車道からの眺望の保全に配慮する。

###### ・ゲレンデ規模

利用上必要最小限とする。

###### ・コース、ゲレンデ間の距離

利用上の安全の確保と自然環境の保全に必要な十分な距離をとる。

###### ・造成方法

切土、盛土量が最小となるよう地形をいかした造成を行い、自然植生の保全に配慮する。

###### ・造成後の緑化方法

原則として、郷土種で緑化し、裸地面が常に見えないようにする。

なお、採草地としての利用が行われてきた場所にあつては、牧草等による緑化も認める。

また、支障木のうち移植可能なものは、積極的に移植を図る。

##### イ スキーリフト等

###### ・規模及び位置

利用上必要最小限の規模とするとともに、位置の選定に当たっては、公園道路や利用拠点からの大山等の眺望を遮らないように配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠 鉄塔及び搬器の色は焦げ茶色とする。</li> <li>ウ 建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 建築物の設置については、公園道路や利用拠点から大山等の眺望を遮らない位置とする。</li> <li>・規模 快適な利用を進める上で必要な増改築に限り認める。 高さは2階建て、かつ、10mまでとする。ただし、既設の建築物でその高さが2階建て又は10mを超えるものは、その高さを超えないものとする。</li> <li>・意匠 切妻型屋根の山小屋風のものとし、屋根の色彩は焦げ茶色とする。</li> <li>・汚排水処理 公共下水道に接続可能な場合はこれを使用し、それ以外は浄化槽を設け、適切な処理を行う。</li> </ul> </li> <li>エ 標識類 標識類は、利用上効果的な場所に設置し、規模は必要最小限とする。 色彩は、焦げ茶地に白文字を原則とする。</li> <li>オ その他の施設 管理道路、発電施設、放送施設、照明装置、人工降雪機等の新增設は認めない。 ただし、利用状況の変化等に対応し、適切な事業執行を図る上で必要であると認められる場合については、この限りでない。</li> <li>管理運営 利用者の安全対策に万全を期すとともに、パトロール員の配備及び医療救急施設の充実を図る等、安全で快適な利用を進める上で必要な体制を整える。</li> <li>その他 付近の自然植生に悪影響を与えるおそれのある融雪防止剤の使用は認めない。</li> </ul>
<p>笹ヶ平 スキー場 大平スキー場 丸山スキー場</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 大山蒜山地域の既設スキー場の過剰利用を緩和するため、スキー場の整備を検討する。</p> <p>イ 計画の具体化に当たっては、野生生物への重大な影響、雪崩等のおそれのないよう配慮する。</p>
<p>郷原スキー場</p>	<p>基本方針</p> <p>既設のゲレンデ又はスキーコースの利用に必要なリフトの新設について、検討する。</p>

	蛇ヶ岬 スキー場	基本方針 整備に当たっては、蛇ヶ岬湿原の保全に配慮する。
	上蒜山 スキー場	基本方針 既設スキー場については、草原景観の維持を図りながら、ファミリー利用を中心としたスキー場として必要な整備を行う。 上部は、林間コース主体のスキー場としての整備を検討する。
10 避難小屋	全 域	基本方針 登山利用者の安全及び風致との調和に配慮し整備する。 規模 設置目的を達成する範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件を考慮して可能な限り低くする。 デザイン、色彩 ア 屋根の形状は、切妻又は寄棟とする。 イ 屋根の色彩は、焦げ茶色又は黒色とする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料を用いる場合（銅板葺きを含む。）は、素地色も可とする。 ウ 外壁の色彩は、茶系色若しくは灰色又は自然材料を用いる場合における素地色とする。 施設の維持管理 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行う。 残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。
11 博物展示施設	全 域	基本方針 ア 国立公園を訪れる利用者に対し、自然、歴史、人文、観光等に関する情報を提供する施設として、整備充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図る。 イ 建物は、風致との調和に配慮したデザインとする。 デザイン、色彩 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。 付帯施設 駐車場は、必要最小限の規模とする。 残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針を適用する。 施設の維持管理 ア 利用の安全性を確保するため、施設の適切な安全管理を行う。 イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確

		保するため美化清掃を行う。
12 索道運送施設	全 域	<p>基本方針 自然環境の保全に配慮した整備を行う。</p> <p>付帯施設 駅舎については、第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針 を適用する。</p> <p>修景等 ア 施設周辺には、修景のため、当該地域に生育する植物と同種の植物又は「修景緑化植物リスト」記載の植物を可能な限り使用して緑化する。 イ 鉄塔及び搬器の色は、焦げ茶色とする。</p> <p>残土処理 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針 を適用する。</p> <p>施設の維持管理 ア 利用の安全性を確保するため施設の適切な安全管理を行う。 イ 風致景観の維持及び利用の快適性を確保するため美化清掃を行う。</p>
13 給油施設	全 域	<p>基本方針 ア 商標の掲出は必要最小限とする。 イ 防火壁等の色彩は、クリーム色、ベージュ色、灰色若しくは茶色の系統のいずれかのうち可能な限り落ち着いた色彩を基調とすること、又は自然材料を用いる場合は素地色とすることとし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
14 給水施設	全 域	<p>基本方針 配水池等の整備に当たっては、土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限にとどめ、風致との調和に配慮する。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

国又は地方公共団体による地区毎の整備方針は、次のとおりとする。

地区名	整備方針
大山寺 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大山蒜山地域の国立公園利用の玄関口として、ビクターセンター等の利用施設の充実を図る。</li> <li>2 大山寺参道については、千年の歴史を誇る門前町としての雰囲気大切に、「大山寺参道のデザイン」報告書を参考にして再整備を図る。</li> <li>3 スキー場施設、宿泊施設、野営場、駐車場等の施設収容力については、それぞれの関係を考慮して調和のとれたものとなるよう配慮する。</li> </ol>
鏡ヶ成 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南大山地域の利用拠点であり、総合的な整備を図る。</li> <li>2 湿原及び草原については、その景観の保全を図りつつ自然探勝できるよう、木道等の探勝路を維持管理する。</li> <li>3 園地、野営場、(財)休暇村協会による宿泊施設等の再整備に当たっては、風致との調和に配慮するとともに、自然ふれあい行事等での利用を考慮する。</li> </ol>
榊水原 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西大山地域の利用拠点として、野営場、スキー場、宿泊施設、駐車場等の総合的な整備を図る。</li> <li>2 溝口大山線、榊水原御机線車道より上部の草地については、当該道路からの西大山の眺望を確保するため、また、夏は広大な草原におけるピクニックの場としての、冬はスキー場としての機能を最大限確保するため、施設の整備は必要最小限にとどめる。</li> </ol>
蒜山 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蒜山地域の利用拠点であり、総合的な整備を図る。</li> <li>2 園地、野営場、(財)休暇村協会による宿泊施設等の再整備に当たっては、風致との調和に配慮するとともに、自然ふれあい行事等での利用を考慮する。</li> <li>3 野営場の一部については、オートキャンプ場として整備する。</li> </ol>
大山山頂	<p>当地域最大の登山目標地として、避難小屋、木道等が整備されている。また、昭和62年度から鳥取県等により特殊植物保全事業が実施され、登山者により裸地化された部分の緑化がなされている。</p> <p>今後とも植生の保全と復元に努めるとともに、安全な登山が行われるよう指導する。なお、弥山、剣ヶ峰、三鈷峰間の稜線に登山道がなく危険なため、注意看板を設置する。</p>
鍵掛峠	<p>大山南壁の展望地点として利用者が多く、駐車場が整備されている。</p> <p>清掃等の維持管理を励行し、快適な利用がなされるよう努める。</p>
駒休鳥 大休峠 元谷	<p>既存避難小屋の維持又は更新にとどめる。</p> <p>避難小屋として必要な整備を行い、通年利用できる状態にしておくよう事業執行者を指導する。</p>

大山六合目 三鈷峰(ユートピア)	また、案内標識類の整備を図る。
茶園原	船上山登山口にあたる地区で、駐車場、トイレ及び休憩所が整備されている。また、鳥取県立船上山少年自然の家(220人収容、他に野営場200人)もある。 自然に親しむ場として、歩道等を整備する。
船上山	南北朝時代の古戦場、雄滝等を探勝するための地区として、遊歩道、展望台、トイレ等を整備する。
一向平	中国自然歩道や大山滝の利用拠点として、野営場が整備されている。 既存施設の改良により、快適な利用環境の整備を図る。
禎原	冬季における大山寺集団施設地区、スキー場(大山寺、上の原)利用のための交通ターミナルとして、駐車場及びトイレが整備されている。 清掃等の維持管理を励行し、快適な利用がなされるよう努める。
大平原	江府町営の国民宿舎を中心に、園地、スキー場等が一体として整備されている。 スキー場、駐車場及び園地の整備を図る。
大野池	中国自然歩道、大野池等の大山山麓の里山の自然を活用するため、民間による利用施設と連携を図った整備を行う。
鬼女台	蒜山鏡ヶ成線車道沿線の大山南壁、烏ヶ山及び蒜山高原の展望地点で、利用者が多く、駐車場、公衆トイレ及び休憩舎が整備されている。 清掃等の維持管理を励行し、快適な利用がなされるよう努める。
皆ヶ山 上ヶ山 中ヶ山 下ヶ山	既存の登山道及び縦走路があり、登山利用が行われている。 稜線のブナ林の保全に留意しつつ、避難小屋、指導標等を整備すると共に、刈払い、清掃等の維持管理を励行する。
蛇ヶ岨	湿原の保護を第一とし、湿原部に探勝歩道を設ける場合は栈道形式とする。
朝鍋鷲ヶ山 金ヶ谷山 白馬山 毛無山 宝仏山	大山を遠望する縦走路として、稜線のカタクリ等の保全に留意しつつ、登山道、案内標識等を整備するとともに、刈払い、清掃等の維持管理を励行する。
俣田野浪	毛無山への登山基地として、駐車場、トイレ及び展望施設を含む園地を整備する。 田浪の登山口周辺のスギ人工林については、択伐、複層林施業等により風致上望ましい森林への誘導を図る。また、野営場周辺の湿地及び草地については、植生の維持保全を図る。

(2) 一般公共施設

一般公共施設は、できるだけ早い時期に工事計画を把握する。

なお、災害の防止及び復旧については、生命及び財産の尊重を最優先に考えるが、具体的な工法については、風致景観上の影響を極力軽減するよう、集計緑化等の措置の実施に配慮する。

(3) その他大規模開発

大規模な公共事業の実施に当たっては、原則として当該事業が自然環境に与えることとなる影響等について、事前に総合的な調査を行うよう指導する。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

大山寺及び榊水原両集団施設地区の一部にある環境省所管地には、野営場、駐車場等の直轄施設が整備されている。これらの施設の軽微な補修、清掃等の通常の維持管理は、(財)自然公園財団の協力の下に行う。

鏡ヶ成集団施設地区は江府町から、蒜山集団施設地区は岡山県及び川上村から環境省が借地し、国民休暇村用地に供しており、公共施設は環境省が、営業用施設は(財)休暇村協会が整備している。公共施設の通常の維持管理は、同協会の協力の下に行う。

なお、大山寺及び榊水原地区の所管地の一部について使用を許可している事業者等には、適切な使用を図るよう指導する。

所管国有財産の概要

地区名	所管地面積 (借受地面積)	主な所管施設
大山寺 (1) (2)	10.9ha 3.0ha	(下山)野営場 (豪円山)野営場
榊水原 鏡ヶ成	19.8ha (107.8ha)	野営場、園地、駐車場 (国民休暇村)野営場、園地、駐車場、 道路等
蒜山	(52.2ha)	(国民休暇村)野営場、園地、駐車場、 道路等

(2)(財)自然公園財団事業

大山寺集団施設地区、榊水原集団施設地区及び榎原駐車場においては、(財)自然公園財団を中心に関係機関及び団体が協力して美化清掃活動等を実施するものとする。

(3) その他の土地又は事業施設の管理

国有財産以外の公園施設については、国立公園の利用施設として適切な管理が行われるよう各施設管理者を指導する。

(4) その他

国立公園として特に重要な自然を保護する目的で、鳥取県及び岡山県により、重要な自然地からなる民有地等の買上げがなされている。

このために買上げた民有地の実績は次表のとおりである。

重要な自然地で未買上げの民有地については、買上げによる保全を検討する。

鳥取県による買上地一覧表

年度	所在地	地種区分	面積
昭45	江府町木谷	特別保護地区	30.00ha
46	〃	〃	72.54ha
49	江府町鏡ヶ成	〃	48.12ha
50	〃	第1種特別地域	30.02ha
51	中山町遠茶畑	〃	25.63ha
52	大山町大野	〃	69.79ha
〃	大山町向原	〃	7.47ha
57	中山町羽田井	〃	39.51ha
〃	伯耆町金屋谷	〃	15.25ha
〃	伯耆町大内	〃	47.62ha
計			385.95ha

県費による買上地

特定民有地等買上  
交付地方債元利償  
還金等補助金交付  
制度による買上地

岡山県による買上地一覧表

年度	所在地	地種区分	面積
平6	新庄村子レノキ谷 新庄村田浪	特別保護地区	191.05ha
平7	新庄村田浪	第3種特別地域	3.28ha
平14	〃	特別保護地区	70.11ha
計			264.45ha

県費による買上地

特定民有地等買上  
交付地方債元利償  
還金等補助金交付  
制度による買上地

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説

ア 自然解説活動の推進

適正な公園利用を促進し、自然に対する愛情をはぐくむとともに自然環境保護行政に対する理解を深めるため、各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、事業実施体制の整備、指導者の育成等に努める。

鏡ヶ成、蒜山の両国民休暇村が実施している自然体験キャンプ及び鳥取県が大山で実施している自然解説については、関係者と協力して、内容の充実を図る。

未実施の各利用拠点においては、地元県、町村、(財)自然公園財団を始めとする公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

また、自然観察のための解説板及び案内板を整備し、ガイドブックの作成、配布等利用者の自主学習体制の整備を図る。

あわせて、自然公園指導員、公園事業従事者、大山ガイドクラブ等公園内で利用者に接する立場にある者の協力を得て、きめ細かな自然解説、自然教育を行う。

イ ビジターセンターの利用、運営

区域内の各利用拠点において、利用者に各地区の自然や歴史を紹介し、適切な公園利用方法を案内する中心施設としての、ビジターセンターの活動の充実を図る。

大山蒜山地域全体の中心となる施設は、既存の大山寺にある大山自然歴史館であるが、この一層の充実を図る。

その他、鏡ヶ成、蒜山及び榊水原の各集団施設地区では、国民休暇村や伯耆町の施設を活用して、各種の情報提供を行う。

(2) 利用者の規制

風致景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用の規制を行う。

- ア 野営場以外の場所での野営規制  
植生の破壊、ゴミ等の散乱、焚火による山火事の危険等を防止する観点から、土地管理者及び関係機関等と協力し、野営場以外の場所での野営を規制する。
- イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗入れ防止対策  
車道周辺の植生保護、荒廃防止の観点から、土地又は道路管理者に対し、沿道裸地の緑化、車止柵の設置等を促す。
- ウ 植生保護等のための立入り防止対策  
大山山頂部の植生保護等を図るため、制札、木道等を設置し、歩道外への立入りを規制する。
- エ 冬の交通対策  
大山寺駐車場については、大山寺スキー場の利用が集中する冬期の休日等に収容台数を上回る車が訪れるため、周辺道路で渋滞や路上駐車が発生し、公園の適正かつ円滑な利用が阻害されている。その対策として、関係機関が協力して、スキー場利用者に対し、榎原駐車場の利用とシャトルバスへの乗り換えを呼びかけるとともに、渋滞を避けるための交通規制を実施しているところであり、今後もこれらの対策の充実を図る。
- オ 利用分散の方法  
大山山頂部への利用者の集中による荒廃防止等の観点から、他の利用拠点への利用者の誘導・分散を図ることとする。このためパンフレットの作成、野外活動指導の実施等により、他の利用拠点の紹介に努めるとともに、関係機関等へも呼びかけ、利用者への働きかけを行う。

(3) 利用者の安全対策

登山者の安全を確保する対策として、登山届及び下山届提出の励行、縦走自粛の呼びかけ、登山道の定期的な点検及び修繕等が、地元、大山遭難防止協会等により行われており、今後ともこれらの関係機関に協力し利用者の安全確保に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

利用者に対するゴミ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進することを計画の基本方針とする。

直轄清掃事業の請負団体である(財)自然公園財団の指導育成に努めるとともに、任意団体である大山の美化を推進する会の活動を支援・指導する。

自然公園クリーンデー、春及び秋の大山クリーン作戦等の行事を、関係機関等との協力の下に積極的に推進する。

また、各施設管理者に対し施設周辺の清掃を促すとともに、ボランティアの育成・指導、一般利用者に対する美化思想の普及啓蒙に努める。

ア ゴミ箱の設置について

ゴミの回収及び処理体制が整備されている地区以外の地区には、ゴミ箱を設置しない。

既設のゴミ箱で、収集体制が整備されていない地区のものは、撤去するよう指導する。

イ 車道沿線のゴミ対策

車両からの空き缶、ゴミ等の投げ捨て防止のため、看板の設置等による利用者への呼びかけに努めるとともに、道路管理者に対し、散乱ゴミの回収等維持管理体制の整備を促す。

ウ 冬の散乱ゴミ対策

バス会社、スキー場その他の利用施設に協力を求め、利用者に対するゴミ持ち帰りの呼びかけを推進する。

駐車場及び各施設においては、ゴミ集積場所を明示し、ゴミの散乱防止に努めるよう、各管理者を指導する。

また、前述の行事のほか、野外活動指導の実施の際等、機会あるごとに、利用者に対する美化思想の普及啓蒙に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 修景植栽を行う場合

修景植栽は、場所ごとに、別添の「修景緑化植物リスト」から選定した樹木等により行う。

イ 工事跡地の緑化・植生復元を行う場合

特別保護地区、第1種特別地域、極相又はそれに近い自然植生の存する地域等については、施工後速やかに郷土産植物により構成される植生景観を復元することを目標とし、緑化基礎工に用いる資材は、自然材料を用いるよう指導する。

上記以外の地域についても、郷土産植物により構成される植生景観の復元が望ましいが、それが困難な場合には、表土の保全を目的として、外来植物等を使用することも許容する。ただし、その場合にも、将来自然植生への移行が可能な工法を指導する。

(3) 森林病虫害等防除対策について

森林病虫害等の被害が発生した場合は、速やかに被害木を伐倒、駆除する等の対策を行うよう指導する。

第1種特別地域以上の地域における薬剤散布は特別保護地区、野生動植物の生息地又は生育地及び主要利用拠点においては、地上散布とし、空中散布は実施しない。

7 その他関連事項

(1) 大山隠岐国立公園大山蒜山地域連絡会議の開催

管内の県及び市町村、(財)自然公園財団、(財)休暇村協会等との連絡調整を図るため、連絡会議を定期的を開催する。

(2) 関係各種団体の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、必要に応じて指導・育成に努める。

## 8 参考事項

### ア 治山事業について

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命財産を保全し、また、水資源の涵養、生活環境の保全、形成等を図る重要な国土保全政策の一つであり、安全で住み良い国土の確保を図る上で必要不可欠の事業である。

大山地域の地質は、基岩が角閃安山岩の、亀裂の多い非常にもろい岩石で覆われており、また、地形が急峻なため、現在もなお年間7万m<sup>3</sup>余りの砂礫が随所で崩落している。

このため、大正6年より山腹工、溪間工が、佐陀川を始め一ノ沢、二ノ沢、三ノ沢、大ノ沢において継続して実施されており、山腹法面の緑化、溪床の安定、土石流の発生防止が図られている。

### イ 大山寺参道のデザイン報告書について

大山寺参道のデザイン報告書は、昭和63年度に実施した「良好な自然環境地域における適正利用推進計画策定調査（環境庁委託、（財）国立公園協会実施）」で記された大山寺地区の結果（大山寺集団施設地区の参道を大山の歴史性復興の軸とすること。参道の修景及び演出方法に関する基準作りをデザインガイドラインの策定として行い、利用者に強い印象を与えられるよう環境を整備していくこと。）を踏まえ、その実現に向け、大山隠岐国立公園大山寺集団施設地区デザイン検討会（専門委員、地元関係者及び関係機関により構成）が大山寺参道に適したデザインを検討したものであり、建物の屋根及び外壁、広告看板、参道の改修等についてデザインの基準を定めるとともに、それを踏まえたデザイン集として取りまとめたものである。

### ウ 大山森林生態系保護地域について

国有林のうち、大山山頂部より船上山一体の豊富な森林生態系を保護するため、大阪営林局（現：近畿中国森林管理局）により平成4年3月30日「大山森林生態系保護地域」3,176haが設定された。（別図）

この設定は、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的としたもので、内訳は、森林生態系の厳正な保護を図るための地域として、1,188haの保存地区と、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす1,988haの保全利用地区からなっている。

これらの地域では、中国自然歩道、大山登山道等の既存の歩道を使っでの森林の教育的利用、森林レクリエーション利用等に利用が限定されており、保存地区における既存の歩道等の整備及び保全利用地区における治山工事その他大規模な開発を伴わない必要最小限度の施設整備が許容されることとされている。